

# 「気象警報発令の際に関する措置について」 ～台風の接近時の措置（お知らせ）～

これまでは、大阪府における気象等の警報・注意報の区域は、一次細分区域の「大阪府」、二次細分区域の「大阪市」「北大阪」「東部大阪」「南河内」「泉州」としています。

平成22年5月27日からは、気象等の警報・注意報の区域が市町村ごとに変更となり他市とは関係なく、和泉市での警報・注意報の発表での措置となります。

台風接近にあたっては、気象情報に十分注意していただくとともに、和泉市教育委員会より指示されています下記をご覧ください。

## 記

- 1、午前7時の時点で「暴風警報」が発令されている時、休校となります。その後、解除されても休校です。
- 2、午前7時以降、始業時まで「暴風警報」が発令された時、休校です。その後解除されても休校です。
- 3、大雨、洪水等の警報発令の場合は、通常通り授業はあります。
- 4、学校で授業中、暴風警報が発令された時には、生徒の安全を第一に考えて下校させる場合もあります。また、状況により、学校待機の場合もありますので、ご了承下さい。
- 5、警報が出なくても市教育委員会からの一斉指導で緊急に下校する場合があります。